

連絡ができない場合に家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、死亡者の身元確認に関する支援などを行っている（P95【施策番号190】参照）。

帰国時及び帰国後の支援に関する相談については、最寄りの警察署や都道府県警察の被害相談窓口が応じている。警察では、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機

関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における支援などを行っている。

- ・ 在外公館 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>)
- ・ 最寄りの警察署
- ・ 都道府県警察の被害相談窓口 (<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>)

## 第2節 安全に関する不安

ここでは、再被害を受けることなど、犯罪被害者等が安全に関する不安を覚えた際の相

談先として主なものを紹介する。

### 1 再被害防止

#### ○ パトロールの強化等に関する相談

【相談先整理番号24】

住所地を管轄する警察署で応じている。

被害者等に対する防犯指導など必要な助言、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等の強化、緊急通報装置の貸出しなど、被害者の不安を解消し、また、危害を未然防止するための種々の対策を講じている。

- ・ 住所地を管轄する警察署

#### ○ 釈放予定に関する情報

【相談先整理番号25】

事件を担当する検察官が応じている。

釈放予定に関する情報を知りたいときは、事件を担当する検察官が通知希望の申出を受け付けている。申出を受けた検察官が相当と認めるときは、受刑者の釈放前に釈放予定を通知している（P60【施策番号70, 72】参照）。

- ・ 事件を担当する検察官

### 2 被害者等の情報の保護

#### ○ 住民基本台帳の閲覧等の制限

【相談先整理番号26】

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、各市区町村の住民基本台帳担当課に対し、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設ける旨の支援措置の申出を行うことができる。申出に基づく支援措置の必要性については、警察、配偶者暴力相談支援センター、

児童相談所等の意見を聴くことなどにより、各市区町村の住民基本台帳担当課が確認する。

- ・ 市区町村住民基本台帳担当課

#### ○ 取材対応に関する相談

【相談先整理番号27】

事件を担当する警察署、日本司法支援センターが応じている。